

令和6年10月9日

「第22回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」提出資料

債務整理についての意見書

第22回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会

委員 内田雅之

(日本司法書士会連合会 常任理事)

第1 意見の趣旨

1. 任意整理において「司法書士による任意整理の統一基準」¹が尊重されるよう、各関係省庁による貸金業者等の事業者に対する監督指導を求める。
2. 公営ギャンブルにおける決済方法の規制を求める。

第2 意見

1. 「司法書士による任意整理の統一基準」の尊重について(経済産業省、法務省、金融庁管轄)

(1) 意見の理由

多重債務者の多くは、債務の全額を支払いたいと考えており、債務整理手続は、債務者及び債権者の双方にとってメリットのある手続である。

当連合会は、第65回日本司法書士会連合会定時総会決議(平成16年6月25日)において、「司法書士による任意整理の統一基準」(以下「統一基準」という。)を定め、任意整理において代理人となる司法書士は、統一基準に従って和解交渉を行うこととした。

もちろん弁護士も、東京三弁護士会作成の同内容の「クレジット・サラ金処理の東京三弁護士会統一基準」に基づき交渉を行っている。

しかし、近年、統一基準を軽んじている貸金業者や債権回収事業者等(以下この項において「事業者」という。)が散見される。多額の借金の返済に困って自己破産等以外の方法として任意整理を選択したにもかかわらず、消費者の生活再建を阻害する一部の事業者の行為により、自己破産を選択せざるを得ない債務者が存在する。

これは自己破産件数の増加に拍車を掛けることとなる。多重債務問題の抜本的な解決のために、債権者たる事業者への強力な指導が必要な時期に来ている。

(2) 具体的要望

多重債務問題改善プログラムに基づく各関係団体の協力により、多重債務者数の減少に繋がった。しかし、一部の事業者による統一基準を蔑ろにする行為により、多重債務者の任意整理による生活再建が脅かされている。また、自然人の破産申立件数や多重債務を原因とする自殺者数の増加を抑制する必要がある状況にもかかわらず、次のように、一部の事業者が統一基準に基づく内容での和解に応じない事例が増加している。

- ・一括返済若しくは短期間(1年以内等)での完済でなければ和解に応じない。

- ・司法書士からの受任通知発送後、短期間（到着後数日～3か月以内等）で訴訟を提起する。
- ・債務者の経済的更生に資するとしてなされた特定調停に応じない。
- ・和解の条件に一律に頭金を要求する。
- ・完済に至るまでの将来利息の付加を要求する。
- ・時効期間経過後の債権を買い取って債務名義を取得し、多額の延滞利息を付加した和解にしか応じない。

一定程度改善はされているものの、一部の事業者は未だに受任通知発送直後に訴訟を提起するような対応をとっている。

中でも問題となるのは、事業者が付加する利息の支払が負担となり、多重債務に陥って生活が困窮するに至った多重債務者が、生活を立て直すために、やむを得ず任意整理を行うこととしたにもかかわらず、一部の事業者による一律に将来利息を付加しなければ和解に応じない等の対応により、任意整理による生活再建が著しく困難となっているケースである。

これでは任意整理が事業者の利益確保のための手続となってしまう、国、地方自治体及び関係団体が一体で推進する多重債務問題の改善に重大な支障が生じてしまう。各関係省庁におかれては、多重債務問題改善プログラムの趣旨を実現するためにも、従来尊重されてきた統一基準が今後も尊重されるよう事業者に対する監督指導を徹底されたい。

また、各関係省庁におかれては、一般社団法人日本クレジット協会、日本貸金業協会、一般社団法人全国サービサー協会（以下「各業界団体」という。）に対し、多重債務問題改善プログラムの趣旨を理解し、統一基準を尊重するよう監督指導を徹底されたい。

各業界団体は、多重債務問題改善プログラムの趣旨に基づき、各協会会員に対し、統一基準に基づいた任意整理への協力の呼びかけや指導をする立場にあると思われる。

債務整理をせざるを得なくなった債務者に配慮し、自主的な規制を働かせることで、業界全体の健全な発展にもつながるはずである。各業界団体には一歩踏み込んだ対応をお願いしたい。

加えて、金融庁及び経済産業省におかれては、統一基準が尊重されるよう、事業者に対する監督指針の改訂を視野に検討いただきたい。

2. 公営ギャンブルにおける決済方法の規制について（農林水産省、総務省、経済産業省管轄）

（1）意見の理由

ギャンブル等依存症に対する取組が官民一体となって推進されている状況であるにもかかわらず、公営ギャンブル等事業者が、借金（クレジット決済）によるギャンブル等の利用を可能とすることにより、ギャンブル等の年間利用総額の増加に歯止めが効かない状況である。

殊に、インターネットを利用した公営ギャンブル（以下「オンラインギャンブル」という。）では、クレジットカードを利用した決済が可能であることから、行き過ぎた利用により容易に多重債務につながる可能性があるため、公営ギャンブル等事業者の各関係省庁におかれて

は、オンラインギャンブルの決済方法について適切な監督指導を求めるものである。

(2) 具体的要望

現在、内閣官房を中心に官民一体となってギャンブル等依存症に対する取組が推進されている一方、ギャンブル等の年間利用総額は増加傾向にあり、中でもオンラインギャンブル等の利用割合が増加している。

ギャンブル等依存症は、回復しても完治はしない病気で、各業界団体等の尽力により、ギャンブル等依存症が病気であることへの理解も広まってきているところではあるが、未だ周囲に理解をしてもらいにくい病気である。一度ギャンブル等依存症に罹患すると、生涯その病気と付き合いがいかなくてはならず、決して軽い病気ではない。

そのため、娯楽の範囲内で適度な利用ができるよう、各業界団体による自粛、規制が必要である。借金（クレジット決済）で安易に競馬、競輪、宝くじ等を利用できることは、倫理的にも問題があり、借金（クレジット決済）によるギャンブル等の利用を規制していく必要がある。

競馬、競輪、宝くじ事業の各関係省庁におかれては、ギャンブル等の利用増加を抑えるため、各業界団体に対し、借金（クレジット決済）による公営ギャンブルの利用を規制する等の対応を強く求める。

¹ 司法書士による任意整理の統一基準

1. 取引経過の開示

当初の取引よりすべての取引経過の開示を求めること。

取引経過の開示は、金融庁の事務ガイドラインにも明記されており監督官庁からも業者に対し徹底することが指導されている。もし取引経過の開示が不十分な場合、和解案が提案できないことを通知し、監督官庁(財務局、都道府県知事)等へ通知する。

2. 残元本の確定

利息制限法の利率によって元本充当計算を行い債権額を確定すること。確定時は債務者の最終取引日を基準とする。

3. 和解案の提示

和解案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金、並びに将来利息は付けないこと。債務者は、すでにこれまでの支払が不可能となり、司法書士に任意整理を依頼してきたものである。担当司法書士としては、債務者の生活を点検し、無駄な出費を切り詰めて原資を確保し和解案を提案するものであり、この残元本にそれまでの遅延損害金、並びに将来利息を加算することは弁済計画を困難ならしめる。したがって、支払については、原則として遅延損害金並びに将来の利息を付けない。